

## 1.募集の趣旨

流山市では、交通状況として、これまでJR常磐線、東武野田線（東武アーバンパークライン）、流鉄流山線及びJR武蔵野線の4路線の各駅が交通の要所となっていました。平成17年に、首都圏新都市鉄道つくばエクスプレスの開業により、当該鉄道駅を中心としたまちづくりが進行し、新たな市街地が形成されています。

バス交通については、京成バス株式会社、東武バスイースト株式会社、東武バスセントラル株式会社の3事業者により、主に駅と駅を結ぶ路線として27路線が運行しています。また、市では、民間バス路線を補完する形で、駅と住宅地とを結ぶ路線として、コミュニティバスである流山ぐりーんバスを6路線運行しています。

その後、つくばエクスプレスの開業による年少人口の増加や、超高齢化社会の到来により、近年急激に市内の公共交通、特にバスなどの地域内交通に関する需要が高まってきており、これらに対応する交通手段について検討する必要性が生じてきています。

こうした背景を踏まえ、流山市では、今年度、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条に基づく地域公共交通網形成計画（以下、「本計画」という。）の策定を目指しています。

このことから、流山市地域公共交通活性化協議会（以下、「本協議会」という。）では、本計画の策定に向けた実態調査の実施及び地域に必要な公共交通案を検討し、協議を行うこととしました。

本業務は、本協議会において協議を行うために必要な実態調査の整理・分析や協議を行った公共交通施策案のとりまとめなどについて、専門的見地を備えたコンサルタントに業務支援を委託するものです。

## 2.業務概要

### 2.1 業務の名称

流山市地域公共交通網形成計画策定調査業務委託

### 2.2 事業期間

契約締結日の翌日から令和3年3月31日とします。

### 2.3 委託金額

本業務における業務委託費は税込10,000千円以内とします。

### 2.4 業務内容

#### (1)業務内容

本業務は、以下の業務について実施及び支援するものです。

##### ① 交通に関わる実態の整理

- ・流山市全域及び公共交通として関連づける必要がある近隣市の一部について、実態調査を下記のとおり行うものです。

## ア. 現況調査

- ・エリア別人口のデータについて把握します。100mメッシュを単位として、総人口、高齢者人口、高齢者世帯の人口、単身高齢者人口、年少人口、生産年齢人口（通勤・通学人口）、従業人口、将来人口推計等を整理します。
- ・公共交通の目的地となる施設の立地状況について把握します。対象となる施設は公共交通の利用状況を踏まえ選定します。
- ・道路の整備状況について把握します。道路の幅員、交通規制や通学路の有無、渋滞状況などについて整理し、主にバスなどの公共交通機関が安全に通行できる道路について把握します。
- ・交通広場の利用状況について把握します。各駅の交通広場のバスバースやタクシープールの数や利用状況等を整理します。
- ・地形状況について把握します。高低差、トンネルや河川などの通行の支障となる地形物について整理を行い、次の公共交通の利用圏域に反映します。

## イ. 公共交通の利用状況

- ・公共交通の利用状況について把握します。
- ・バスについては、バス停別乗降者数、バス停圏域人口を整理し、人口とバス利用の関係性を解析します。また、収支率についても事業者から情報が得られる範囲で整理を行い、流山市内の利用者の需要特性を把握します。
- ・その他公共交通機関についても、事業者から情報が得られる範囲で、利用者数や利用圏域人口を整理します。

## ウ. 地区間の移動交通量

- ・地区間の移動交通量について把握します。携帯電話のビックデータを活用し、時間帯別（1時間単位）でメッシュ間（500m以下）の移動者数（OD交通量）を年齢別に整理します。

## エ. 需要予測

- ・交通空白地域に対して、地域の声を踏まえた交通手段や経路等の需要を把握します。必要に応じて実証実験の実施を検討します。

### ②市民アンケート調査

- ・流山市民を対象（3,000世帯／郵送配布・郵送回収）に、アンケート調査を実施し、移動の実態、公共交通の利用状況、これまでの公共交通施策への意向、公共交通に関する需要等を把握します。

### ③公共交通の実態・課題の整理

- ・①公共交通に関わる実態の整理、②市民アンケート調査の結果をもとに、これまでの公共交通施策の検討を行います。
- ・検討にあたっては、交通事業者へヒアリングを実施します。
- ・さらに、現状及び将来に向けて対応すべき課題を整理します。

### ④基本方針・目標の設定

- ・③の公共交通の実態・課題の整理を踏まえて、流山市における公共交通の基本方針と定量

的な目標・指標を設定します。

#### ⑤公共交通施策の検討

- ・本協議会が協力して進めていく公共交通施策について検討します。
- ・公共交通施策の検討にあたっては、流山ぐりーんバスを含む市内バス路線の再編、事業者間連携による公共交通サービスの向上、流山市が行っている高齢社会対応既存交通補完研究事業における勉強会等を考慮するものとします。

#### ⑥実施計画の作成

- ・公共交通施策の中から、優先的に実施する重点施策を抽出し、公共交通機関の運行に関わる内容、実施主体、実施スケジュールなどを具体化し、実施計画を策定します。
- ・また、実施にあたっては、関係機関との調整を行うものとします。

#### ⑦推進方策の検討

- ・本計画の推進体制や進行管理の内容など、推進方策を検討します。

#### ⑧計画のとりまとめ

- ・上記の検討を踏まえ、流山市地域公共交通網形成計画（案）をとりまとめます。

#### ⑨協議会の運営支援

- ・本協議会の運営を支援します。会議の資料作成、議事録の作成等、事務局の運営を支援します。協議会は3回を予定し、その他、分科会の開催や委員の派遣が行われた際にも支援することとします。

### (2)業務において留意する事項

#### ①地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正

- ・地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正が行われる予定であることから、国の動向を確認し、本業務の遂行にあたっては、改正後の法律にも対応することとさせていただきます。

#### ②関連する法令・計画等

- ・地域公共交通の活性化及び再生に関する法律・施行令・施行規則
- ・地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針
- ・道路運送法・施行令・施行規則
- ・交通政策基本法
- ・流山市総合計画、流山市都市計画マスタープラン、流山市立地適正化計画
- ・流山市公共交通体系策定調査
- ・この他、関係する法令等を参照してください。

#### ③新技術について

- ・MaaS、自動運転等の新技術の活用可能性についても整理を行うこととします。

#### ④超高齢化社会への対応

- ・超高齢化社会へ対応する公共交通策についても検討してください。運転免許証返納者や地域の公共交通利用者と福祉的移動サービス利用者との中間に位置づけられる利用者への対応について、将来的なことも踏まえ、整理を行うこととします。

### (3)成果品

- ・本業務における成果品は、次のとおりとします。
  - ア 報告書一式（A4版、縦型、横書き、左とじ。）1部
  - イ 報告書の電子データ（CD-ROM）1枚
  - ウ 流山市地域公共交通網形成計画印刷版 100部

### (4)業務スケジュール

・本業務のスケジュールは、次のとおりとします。なお、具体的なスケジュールについては、契約締結後、本協議会と協議の上、決定するものとします。

項目	R2			R3
	6月	9月	12月	3月
①交通に関わる実態の整理		→		
②市民アンケート調査		→		
③公共交通の実態・課題の整理		→		
④基本方針・目標の設定		→	→	
⑤公共交通施策の検討		→	→	
⑥実施計画の作成		→	→	
⑦推進方策の検討		→	→	
⑧計画のとりまとめ			→	→
⑨協議会の運営支援		↔	↔	↔

※本スケジュールは現時点での想定です。今後、変更となる場合があります。

## 3.応募条件

### 3.1 応募者

- (1)応募者は、本業務を実行する能力を有する単独企業あるいはグループ（複数の企業の共同）とします。
- (2)グループで応募する場合は、主たる役割を担う代表者を1者選定してください。
- (3)応募者は、応募を含むそれ以降の本業務に係る協議、契約等にかかる諸手続を行います。

### 3.2 応募者の役割

応募者は、最優秀提案に選定され、本協議会と契約して受託者となった場合には、受託者として本業務を確実に履行します。

### 3.3 応募者の資格

応募者の資格要件は次のとおりとします。なお、グループの場合は、グループとしてこれらの要件を満たす必要があります。

- (1)応募者は、「7.提案時提出書類」に示す提出書類により、本募集要項内容を十分に遂行できると認められる者であること。
- (2)応募者は、本協議会や必要に応じて行う関係者との協議・調整に必要な能力を有し、本業務に関連する諸条件の変更等について柔軟な対応ができる者であること。
- (3)主たる役割を担う応募者は、5年以内に類似業務の実績があり、経営等の状況が良好である

こと。また、技術士法第2条に定める技術士（都市及び地方計画）又は一般社団法人都市計画コンサルタント協会の定める認定都市プランナー（交通計画）の資格を有していること。

### 3.4 応募者の制限

本募集要項公表の日から提案書提出日までの間において、次の要件のいずれかに該当する者は、応募者及び応募者の構成員となることができません。

- (1) 流山市指名競争入札参加資格業者指名停止基準（平成3年4月1日制定）に基づく指名停止、又は流山市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成19年6月1日制定）に基づく指名除外を受けている者。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
- (3) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過していない者、または本業務の提案書提出日の前6か月以内に不渡り手形若しくは不渡り小切手を出した者。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第3条または第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用している者。
- (5) 商法（明治32年法律第48号）の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされている者。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされている者。
- (8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する事業者またはこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者。
- (9) 応募資格申請書に虚偽の記載をし、または重要な事実について記載をしなかった者。
- (10) 法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者。

### 3.5 応募に関する留意事項

#### (1) 費用負担

応募に関する全ての書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とします。

#### (2) 提出書類の取り扱い・著作権

提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属しますが提出書類は返却しません。本協議会は提案募集以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはありません。協議の過程において、本事業の関係者等が、守秘義務を遵守したうえで受託者の応募書類を、本業務の実施または質の向上のために閲覧する可能性があります。

#### (3) 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、アイデアなどを使用した結果生じる責任は、受託者が負うものとします。

#### (4) 本協議会からの提示資料の取り扱い

本協議会が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用しないこと。また、応募者は、応募にあたって知り得た情報を第三者に漏らさないこと。

#### **(5)1 応募者の複数提案の禁止**

1 応募者は、1つの提案しか行うことができません。

#### **(6)複数の応募者の構成員となることの禁止**

1 応募者の構成員は、他の応募者の構成員となることはできません。

#### **(7)本業務の趣旨の理解**

応募にあたっては、本業務の趣旨をどのように理解し、解決するのかを明確にした提案としてください。

#### **(8)法令等の遵守**

提案にあたっては、事前に応募者の責任において関係法令等を確認してください。なお、契約後、業務実施時における法令適合のリスクは、受託者に属することとします。

#### **(9)構成員の変更の禁止**

応募者の構成員の変更は認めません。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、本協議会と協議を行い、本協議会がこれを認めたときはこの限りではありません。

#### **(10)提出書類の変更禁止**

いったん提出した書類の変更はできません。ただし、提出書類に脱漏または不明確な表示等があり、かつ、本市が変更を認めたときはこの限りではありません。

#### **(11)虚偽の記載の禁止**

企画提案書に虚偽の記載をした場合は、企画提案書を無効とします。

### **4.事業者選定の流れ**

#### **4.1 応募者**

応募者は、「3.応募条件」で定める資格要件を満たす者としてします。

#### **4.2 応募資格要件の確認**

応募者の資格要件を確認し、条件を満たす応募者の提案を有効提案として、4.3 最優秀提案の選定を行います。

#### **4.3 最優秀提案の選定**

流山市地域公共交通網形成計画策定調査業務委託に関する選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、提案の中から1件の最優秀提案及び順位をつけて数件の優秀提案を選定します。

#### **4.4 詳細協議**

最優秀提案をした者は本協議会と契約を締結するために、本協議会と本業務について詳細協議を進めるものとします。なお、この際の協議は、受託者が行った提案の範囲内で行うものとし、費用は受託者の負担とします。

#### **4.5 優秀提案の応募者の扱い**

本市は、最優秀提案の応募者との契約協議が整わない場合は、優秀提案をした者のうち上位の者から順に同様の詳細協議を行う可能性があります。

#### **4.6 事務局**

本提案募集に係る事務局は、次のとおりとします。

窓口：流山市地域公共交通活性化協議会事務局  
流山市まちづくり推進部まちづくり推進課  
住所：〒270-0192 流山市平和台1丁目1番地の1  
電話：04-7150-6090  
電子メール：koutsu@city.nagareyama.chiba.jp

## 5.提案募集スケジュール

### 5.1 日程

提案の募集及び選定は、次の日程（予定）で行います。

募集要項の公表（流山市ホームページに掲載）	令和2年6月1日
募集要項に関する質問の受付	令和2年6月1日～6月10日
質疑回答（流山市ホームページに掲載）	令和2年6月15日
企画提案書の受付	令和2年6月24日～6月30日
結果通知	令和2年7月中旬
契約の締結	令和2年7月中旬 ※国の補助金の交付決定後となります。交付決定の時期については遅れる可能性もあります。

### 5.2 提案募集の手続き

#### (1)募集要項の公表等

募集要項は、令和2年6月1日から、流山市のホームページにて公表します。

##### ①募集要項に対する質問

本要項に関する質問は、次により行ってください。なお、質問は5.1 日程に定める期間中に行ってください。各社の質問回数は1回限りとします。

##### ②質問の方法

質問は、会社名・担当者名・連絡先を明らかにしたうえで、任意様式により事務局に持参、郵送、または電子メールにより提出してください。郵送、電子メールの場合は、必ず事務局へ到着を確認してください。なお、電話、口頭による質問は受け付けません。

##### ③質問の受付期間

令和2年6月1日～6月10日（午後5時必着）

持参の場合の受付時間は、午前8時30分から午後5時まで

##### ④回答

令和2年6月15日に、流山市のホームページで公表するものとし、口頭による個別対応は行いません。なお、回答は本募集要項と一体のものとして同等の効力を持つものとしします。

#### (2)企画提案書の提出

応募者は、「7.提案時提出書類」に従い企画提案書を作成し、4.6 事務局へ持参若しくは郵送で提出してください。なお、電子データについては、電子メールでの提出も可能とします。

##### ①受付期間

令和2年6月24日～6月30日

(持参の場合の受付時間は、午前8時30分から午後5時まで) (郵送の場合は消印有効)

## 6. 審査及び審査結果の通知

### 6.1 審査

選定委員会事務局にて資格審査を行った上で、「4.事業者選定の流れ」に基づき提案審査を行います。必要に応じて応募者に対し個別のヒアリングを行うこととします。個別ヒアリングを行う場合は、応募者に別途通知することとします。

なお、提案者が1者であった場合でも、その応募資格を満たした上で、その総得点が各委員の合計得点の半数以上であれば当該提案を有効とします。

- (1)提案の中から最も適格とされる最優秀提案を1件、及び順位を付してその他数件の優秀提案を選定します。
- (2)最優秀提案者を本業務の随意契約の対象者とします。また、優秀提案者の順位をつけて次選交渉権者とします。

### 6.2 審査結果の通知及び公表

- (1)審査結果は、文書で通知するものとします。
- (2)審査結果に対する異議を申し立てることはできません。
- (3)審査結果は、流山市のホームページで公表します。
- (4)審査結果・審査内容に関する問い合わせには、一切お答えできません。

### 6.3 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (1)期限までに書類が提出されない場合
- (2)提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3)審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (4)本募集要項に違反すると認められる場合

## 7. 提案時提出書類

### 7.1 提案時の提出書類

次の提出書類をA4縦長ファイルに綴じたものを、企画提案書として8部提出してください。(ファイルの表紙、背表紙には事業名、応募者名を記載してください。)

また、(1)～(7)については、上記の他に、編集可能な電子データ (Word 等) についても、提出してください。

- (1)提案者の会社概要 (様式 1-1)
- (2)類似業務の実績一覧 (様式 1-2)
- (3)業務の実施体制 (様式 1-3)
- (4)業務のフロー及びスケジュール (様式 1-4)
- (5)内訳書 (様式 2)
- (6)本業務の実施方針 (様式 3)



(7)本業務に対する提案（様式 4）

(8)関係書類<sup>1</sup>

- ア 印鑑証明書（受付日前 3 か月以内に発行されたもの）
- イ 商業登記簿謄本（受付日前 3 か月以内に発行されたもの）
- ウ 納税証明書（3.4(10)に該当しないことを証するもの）
- エ 財務諸表（最新決算年度のもの、写し可）

---

<sup>1</sup> 流山市有資格者名簿に登載されている場合は添付不要です。